

調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金 交付の取り扱いと申請手続きについて

1 目的

- (1) 事業者における第三者評価の普及及び定着を図る。
- (2) 利用者本位の福祉の実現及び市民の福祉の向上に資する。

2 補助金額

- (1) 第三者評価受審に要する経費の 10/10・・・認知症対応型共同生活介護
 ※ 補助対象事業が 60 万円を超えるときは、60 万円を上限とする。
 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。
- (2) 第三者評価受審に要する経費の 1/2・・・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、居宅介護支援、介護老人保健施設
 ※ 補助対象事業が 30 万円を超えるときは、30 万円を上限とする。
 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

3 留意事項

「調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱」に基づく申請により執行いたします。ホームページで御確認ください。

トップページ>健康・医療・福祉>介護保険>介護保険制度とサービス>第三者評価にあります。URL は次のとおりです。<https://www.city.chofu.lg.jp/060030/p033015.html>

4 申請手続きの流れ（☆印：事業者、◆印：調布市）

手順	内容	備考
①	☆評価機関と評価契約を締結	
②	☆市へ「補助金交付申請書等」を提出 最終提出期限 令和8年10月30日(金)	・受審費補助金交付申請書(第1号様式) ・申請額算出内訳書(別紙1) ・評価機関との契約書等の写し ※期限に関わらず、速やかに御提出いただきますようお願いいたします。
③	◆決定通知書の送付	補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)
④	☆変更申請書の提出(変更がある場合)	申請した事項を変更する場合は、 受審費補助金変更交付申請書(第3号様式)を提出する。
⑤	☆サービス評価を受審	
⑥	☆市へ「実績報告書等」を提出 最終提出期限 令和9年2月26日(金)	・受審費補助金実績報告書(第4号様式)※事業実績額は領収書の額となります。 ・福祉サービス第三者評価結果報告書(一式)の写し ・第三者評価受審費領収書の写し ・事業報告書(別紙2) ※期限に関わらず、速やかに御提出いただきますようお願いいたします。
⑦	◆確定通知書の送付	受審費補助金確定通知書(第5号様式)

⑧	☆請求書等を市に提出 最終提出期限 令和9年3月31日(水)	・市が定めた請求書 ・委任状(債権者と口座名義が異なる場合) ※期限に関わらず、速やかに御提出いただきますようお願いいたします。
⑨	◆補助金交付	指定口座へ振り込みます。

※各種申請書類については、市役所ホームページからダウンロードしてください。また、「契約書作成時の注意点」もホームページからダウンロードできますので、参考にしてください。

トップページ＞健康・医療・福祉＞介護保険＞介護保険制度とサービス＞第三者評価にあります。URLは次のとおりです。<https://www.city.chofu.lg.jp/060030/p033015.html>

5 注意事項

「補助金交付申請書等」「実績報告書等」「請求書等」が提出期限までに提出できない場合、補助金の交付はできかねますので御注意ください。

6 「東京都の福祉サービス第三者評価」について

とうきょう福祉ナビゲーションのホームページを御参照ください。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

7 問合せ先

調布市福祉健康部高齢者支援室計画係

電話：042-481-7149 FAX：042-481-4288

E-MAIL：kourei@city.chofu.lg.jp